

V. 外部評価の実施について

1. 外部評価の様式について
2. 運営推進会議等（介護・医療連携推進会議含む）を活用した外部評価の手順について
3. 緩和措置の申請について
対象サービス 認知症対応型共同生活介護

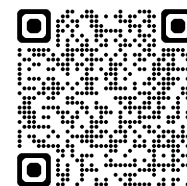
1. 外部評価の様式について

(※1)外部評価機関によりWAMNETへ掲載

(※2)事業所により公表

認知症対応型共同生活介護	【委託】 ・ 自己評価及び外部評価結果 様式 4 (※1) ・ 目標達成計画 別表 2 (※1) 【会議】 ・ 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール 別紙 2 - 2 (※2)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・ 自己評価・外部評価表 別紙 1 (※2)
小規模多機能型居宅介護	・ スタッフ個別評価表 別紙 2 - 1 ・ 事業所自己評価 別紙 2 - 2 (※2) ・ 地域からの評価 別紙 2 - 3 ・ サービス評価総括表 別紙 2 - 4 (※2)
看護小規模多機能型居宅介護	・ 従業者等自己評価表 別紙 3 - 1 ・ 事業所自己評価 別紙 3 - 2 ・ 運営推進会議における評価 別紙 3 - 3 (※2) ・ 評価担当者別評価表

ホーム>しごと・産業>介護サービス事業>地域密着型サービス
>地域密着型サービスの自己評価および外部評価
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/4241.html>

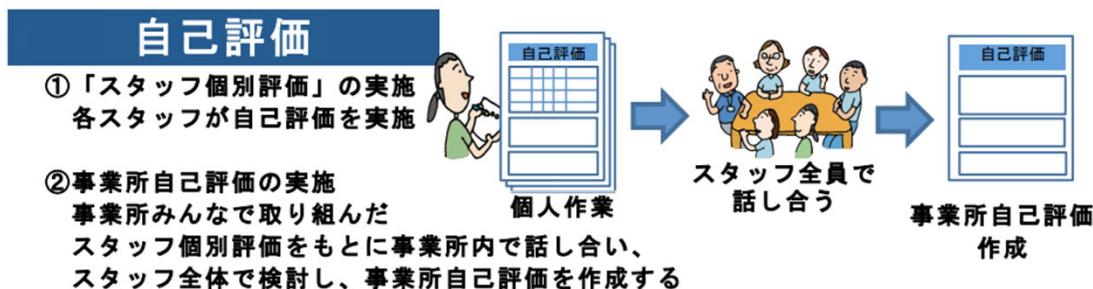


2. 運営推進会議等（介護・医療連携推進会議含む）を活用した外部評価の手順について

(1) 自己評価を行う

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて **個々の従業者の問題意識を向上させ**、事業所全体の質の向上を目指すものです。

例：小規模多機能型
居宅介護の場合



一般社団法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会「小規模多機能型居宅介護「サービス評価」の概要」より

(2) 外部評価を行う

運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されるサービス内容や課題等について運営推進会議等に報告した上で、利用者、市職員、住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

※市川市が外部評価に参加する場合は、事前に資料を送付してください。

(2) 外部評価を行う

運営推進会議等を活用して外部評価を行う場合の参加者について

運営推進会議等の会議のメンバーに加えて

- ・市町村職員（又は高齢者サポートセンター職員）
- ・サービスに知見を有し公正・中立な第三者 が必要です。

これらの者についてやむを得ない事情により会議への出席が困難な場合であっても事前に資料を送付し得た意見を会議に報告し一定の関与を確保してください。

知見を有する者は、学識経験者である必要はありません。

例えば、他法人の同サービスの管理者を知見を有する者として選任しているケースもあります。

Q. 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。	A. ・毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。 ・ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。
--	---

3.3.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.953「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について

Q. 運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。	A. 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることを選任されたい。
--	---

18.9.4 介護制度改革information vol.127 事務連絡 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A

(3)結果を公表する

運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、WAMNET利用または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表して下さい。

※ 評価の結果については、市川市へ提出をしてください。

自己評価・外部評価の実施にあたっては、以下も参考にして下さい。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」
全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協会
<https://24h-care.com/wp/wp-content/uploads/2019/10/0bb13c898555e4c6942a4a4768916537.pdf>
- ・ 認知症対応型共同生活介護
「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/94_nihonGHkyoukai.pdf
- ・ 小規模多機能型居宅介護
「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/topics/dl/130705-2/1-05-1.pdf
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
「複合型サービスにおける自己評価・外部評価のあり方に関する調査研究事業」
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
https://www.murc.jp/uploads/2015/05/koukai_140518_c4.pdf



3. 緩和措置の申請について

対象：認知症対応型共同生活介護

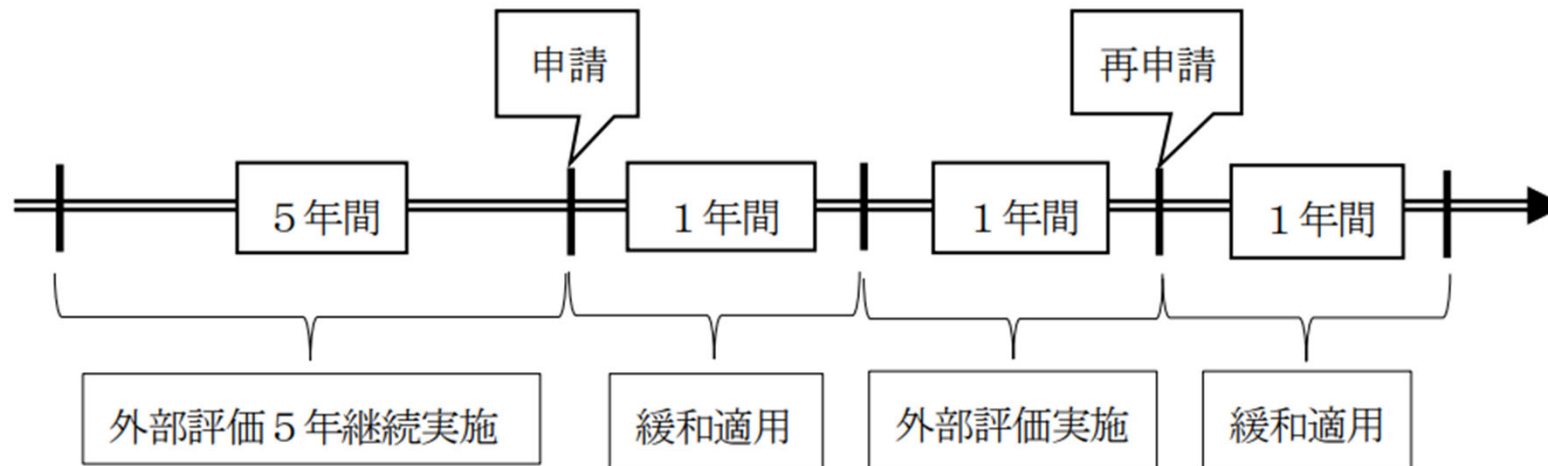
外部評価機関による評価を行った場合、下記の要件を全て満たす場合は、実施回数を2年に1回とすることができます。

- 【要件】
- ・過去に外部評価を5年間継続して実施していること
 - ・自己評価及び外部評価結果（様式4）及び目標達成計画（別表2）を市へ提出していること
 - ・運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること
 - ・運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員、高齢者サポートセンターの職員が必ず出席していること
 - ・自己評価及び外部評価結果（様式4）のうち、外部評価2、3、4、6の項目の実践状況が適切であること

- 【申請書類】
- ・外部評価の実施回数の緩和に係る申請書（第1号様式）
（未提出のものがある場合は）
 - ・過去5年間の外部評価結果の写し
 - ・1年間の運営推進会議の会議録等の写し

緩和が適用される期間について

申請に対して、緩和措置を適用することができる期間は1年間です。
したがって、緩和された年度の翌年度は外部評価を実施する必要があります。
また、その後の緩和については再度申請を行う必要があります。



千葉健康福祉部健康福祉指導課『地域密着型サービスに係る外部評価実施回数緩和の手続について』

運営推進会議による評価については、緩和の対象とはなりません。